

令和7年度雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）要件チェックリスト
～応募する前に確かめてみましょう～

一般社団法人宮城県農業会議

（経営体の要件）

チェック欄	項目
	おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
	十分な指導を行うことのできる指導者（経営体の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
	研修生との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
	働きやすい職場環境整備に係る項目(ア)～(カ)の<u>2つ以上</u>に既に取り組んでいるか、新たにに取り組むこと。 (ア)就業規則又はこれに準ずるもの(労使協定の締結を含む。)に年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2,445時間以内とすることを規定すること。 (イ)就業規則又はこれに準ずるもの(労使協定の締結を含む。)に産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定すること。 (ウ)従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。(参考:募集要領参考様式④～⑥等) (エ)農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。(休憩所や男女別トイレ、更衣室等) (オ)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」)を受けること。 (カ)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」)を受けること。 ※上記について、定められた期限までに取り組んでいない場合は、採択取消し。
	雇用保険及び労災保険に加入させること(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入)。

	1 週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（研修生が障がい者の場合は20時間以上で可）。
	過去 5 年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった研修生が 2 名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が 2 分の 1 以上であること。
	研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめの . JP）に掲載すること。 URL : https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in
	地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること ※やむを得ない事情により、今後も位置付けられることが見込まれない場合は、当該農業法人等が雇用就農資金の支援対象として適当な経営体であると事業推進委員会が認めた者であること。
	国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後 1 年以内に修了すること。 URL : https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/
	1 経営体当たりの新規採択人数は同一年度内に 5 人まで（3 人目以降の年間最大助成額は200,000円）であること。 ※研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（多様な人材）の場合は、1 年当たり150,000円を加算します。

（研修生の要件）

チェック欄	項目
	支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
	支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上12ヶ月未満であること。
	過去の農業就業期間が 5 年以内であること。
	原則として経営体代表者の 3 親等以内の親族でないこと。
	過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。（農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不問）